

(3) 補足資料（府独自の受動喫煙防止を行う場合の内容について）

資料 2 - 1

○ 独自の規制をする場合の規制(例)

※記載内容は、「飲食店の受動喫煙防止対策実態調査報告(最終)」に基づく推計値

① 「客席面積要件」を厳しくする場合

- ・ 国の基準通り(100㎡以下)とすると、大阪の場合、約61%が例外(喫煙可)となる(国の試算では約55%)
- ・ 50㎡以下の場合、約51%、30㎡以下の場合、約32%が例外(喫煙可)となる。

② 「客席面積&従業員の有無」の両方で規制を厳しくする場合

- ・ 客席面積が100㎡以下かつ従業員がいない店舗は約35%、50㎡以下かつ従業員がいない店舗は約32%、30㎡以下かつ従業員がいない施設は約24%が例外(喫煙可)となる。

検討要素	喫煙可とする基準	対象店舗数 ※資本金5,000万円以上及び原則禁煙対応済施設除く	
		2020年度 ※推計	2025年度 ※推計
① 客席面積	100㎡以下（国どおり）	58,565店舗（61.0%）	36,005店舗（40.4%）
	50㎡以下	48,804店舗（50.8%）	30,004店舗（33.7%）
	30㎡以下	30,751店舗（32.0%）	18,905店舗（21.2%）
② 客席面積 &従業員	100㎡以下（国どおり）&従業員なし	33,398店舗（34.8%）	20,479店舗（23.0%）
	50㎡以下&従業員なし	30,615店舗（31.9%）	18,876店舗（21.2%）
	30㎡以下&従業員なし	23,225店舗（24.2%）	14,246店舗（16.0%）

※府内全店舗数(推計)

2020年度:95,971店舗

2025年度:89,040店舗

☞推計にあたっての前提条件(平成29年度府所管飲食店データで推計)

新規許可率 7.82%(H29飲食店新規許可数の飲食店全体に対する割合)

廃業率 9.72%(廃業までの営業年数ごとに廃業・失効の率を算出し

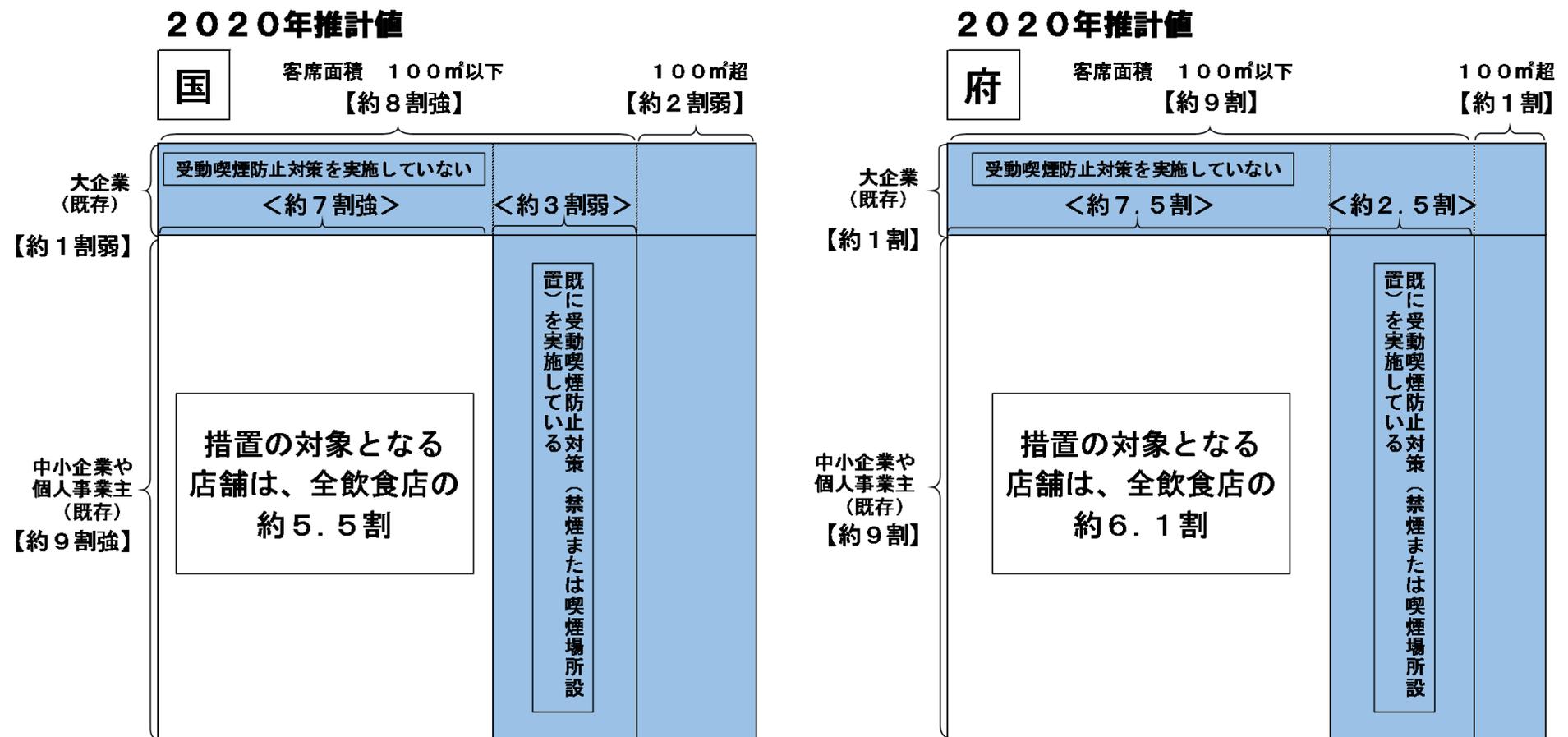
2020年~2024年までの率を推計)

経過措置対象となる飲食店の国・府比較（客席面積100㎡基準）

概要

- 客席面積100㎡以下の飲食店は、国と府で約1割の差→府の飲食店は国に比べ小規模（国 約8割強、府 約9割）
- このうち、受動喫煙防止対策が未実施の店舗の割合には国と府の差はあまりない（国 7割強、府 約7.5割）
- 改正法で措置対象となる、全飲食店に対する店舗の割合は、国と府で0.6割の差（国 約5.5割、府 約6.1割）

▶ 経過措置対象となる府の飲食店の割合は国の推計値よりも高いため、府民の受動喫煙の機会が多い



※国数値は、改正健康増進法の概要説明資料より抜粋

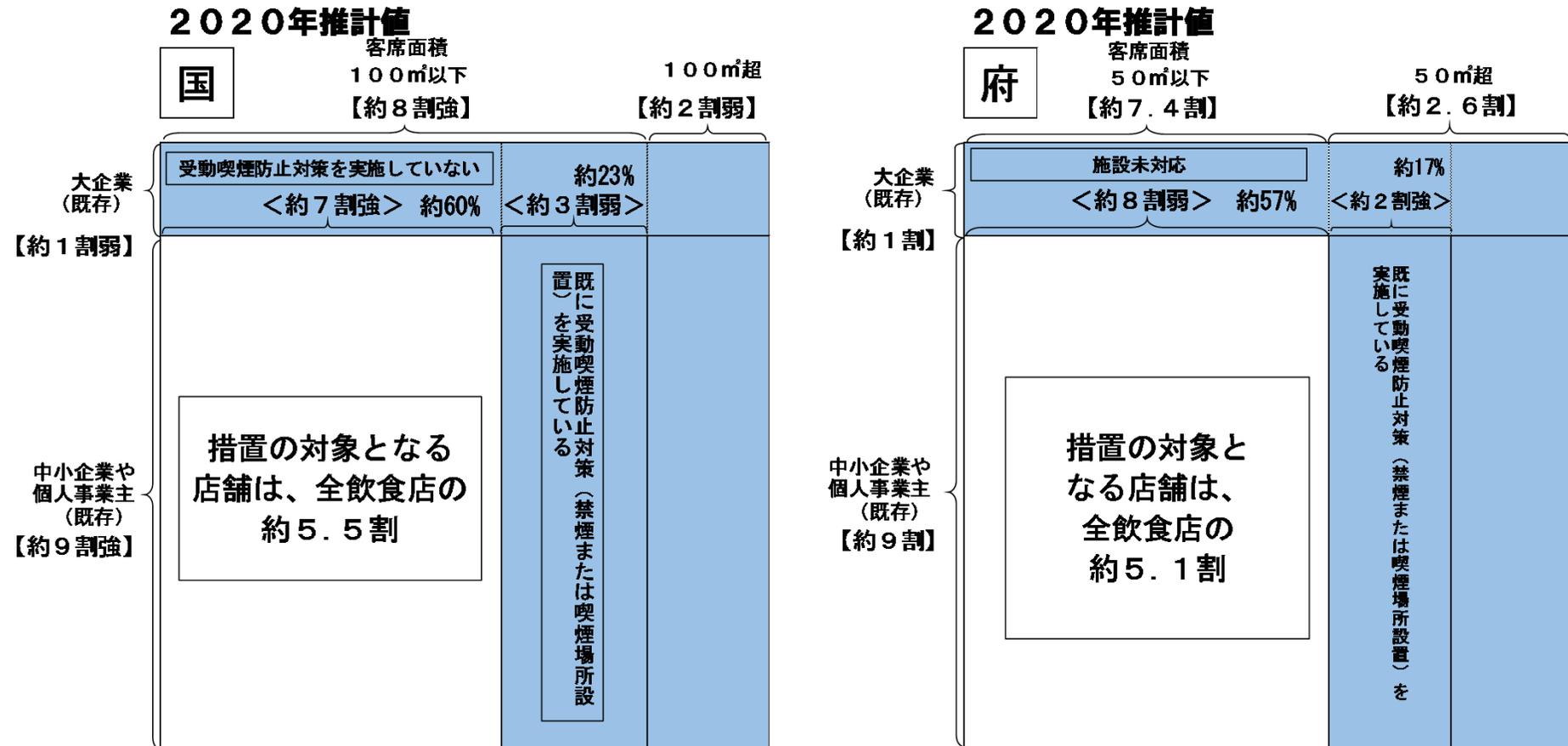
※府の飲食店の状況は、平成30年9月～11月に実施した実態アンケート調査をもとに推計

経過措置対象となる飲食店の国・府比較（府基準 客席面積50㎡）

概要

○経過措置基準を客席面積50㎡以下とした場合、対象店舗は全飲食店の約5.1割となる。
→改正法に比べ措置対象は約0.4割少ないがほぼ同等である。

▶ 経過措置対象となる府の飲食店の割合は法基準とほぼ同等となる。



※国数値は、改正健康増進法の概要説明資料より抜粋

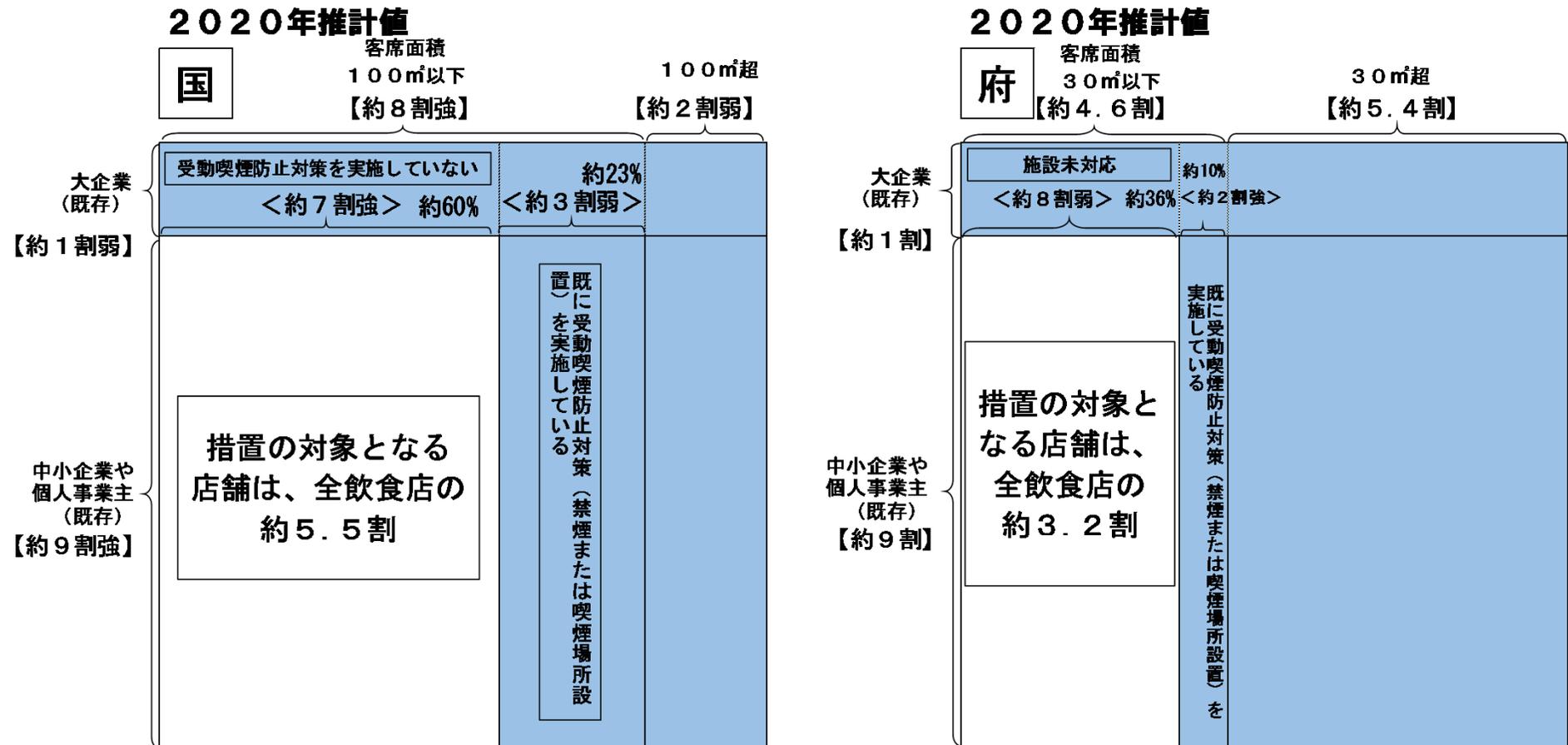
※府の飲食店の状況は、平成30年9月～11月に実施した実態アンケート調査をもとに推計

経過措置対象となる飲食店の国・府比較（府基準 客席面積30㎡）

概要

- 経過措置基準を客席面積30㎡以下とした場合、対象店舗は全飲食店の約3.2割となる。
- 改正法に比べ措置対象は約2.3割少ない。

▶経過措置対象となる府の飲食店の割合は法基準よりも小さく、府民の受動喫煙の機会が少ない



※国数値は、改正健康増進法の概要説明資料より抜粋

※府の飲食店の状況は、平成30年9月～11月に実施した実態アンケート調査をもとに推計

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い(各国比較)

未定稿

厚生労働省案

施設の類型	基本的な考え方の案 (東京) 2020年夏季	中国 (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (ソチ) 2014年冬季	ブラジル (リオデジャネイロ) 2016年夏季	韓国 (ビョンヤン) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク)	フランス	ドイツ (ベルリン)
小中高	敷地内禁煙	敷地内禁煙〔注2〕			敷地内禁煙		敷地内禁煙 〔注3〕		敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設										
大学、運動施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
官公庁										
劇場等のサービス 業施設、 事務所(職場)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館 (客室を除く)										
飲食店	食堂、 ラーメン店等	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) (●㎡超)					喫煙専用室 が無くても 喫煙可			喫煙専用室 が無くても 喫煙可 (75㎡未満) 〔注4〕
	居酒屋等									
	バー、 スナック等									
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)					車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)		車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	
鉄道、船舶	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)									原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。

また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

【注2】児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。

【注3】建物の屋上や各施設の出入口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。

【注4】喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

(4) 補足資料 (加熱式たばこの取り扱いについて (影響を受ける施設の整理))

《ポイント》 改正法において、経過措置(当分の間の措置)がとられている加熱式たばこについて、
府独自の規制を行うか否か ⇒ 影響を受ける施設: 下記「B」の施設等

		経過措置	
A	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙)	当分の間の措置
B	上記以外の多数の者が利用する施設 (想定: 現健康増進法における解釈) 体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内でのみ喫煙可)
	旅客運送事業船舶	○ 喫煙専用室設置	
	鉄道	○ 加熱式たばこ専用の喫煙室設置	
	飲食店	※ 掲示義務 屋外への煙の流出防止措置	
	既存特定飲食提供施設 (5000万円以下 & 100㎡以下)		別に法律で定める日までの間の措置 標識の掲示により喫煙可



(5) 補足資料 (敷地内禁煙施設における屋外喫煙場所の設置の是非)

《ポイント》 改正法において、敷地内禁煙(屋外喫煙所設置可)とされている施設について、府独自の規制を行うか否か ⇒ 影響を受ける施設:下記の施設等

	改正健康増進法	大阪府ガイドライン 第3期「大阪府がん対策推進計画」
イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの	敷地内 禁煙 ※ただし、屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる	敷地内禁煙の推進
(想定) 患者が主として利用する施設		
病院		
主に子どもや妊産婦が利用する病院 (小児科、産婦人科)		
精神科を有する病院		
主に終末期医療を提供する病院		
その他		
診療所		
介護老人保健施設、介護医療院		
薬局		
その他の医療を提供する施設		
(想定) 20歳未満の者が主として利用する施設	敷地内全面禁煙 又は 建物内全面禁煙の推進	
児童福祉施設		
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター 等		
学校		
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校		
大学、専門高等学校		
その他	敷地内禁煙の推進	
国及び地方公共団体の行政機関庁舎		
自己所有施設、民間施設	建物内禁煙の推進	
旅客運送事業自動車、航空機	全面禁煙の推進	

(6) 補足資料（罰則の設定について（先行都市の罰則の適用状況等））

《ポイント》 規制の実効性の確保に向けて、罰則を設けるか否か

		神奈川県	兵庫県
条例の概要	条例名 (施行日)	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」 (平成22年4月1日施行)	「受動喫煙の防止等に関する条例」 (平成25年4月1日施行)
	罰則の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設管理者が必要な義務を果たさない場合 ⇒ 5万円以下の過料 ◆ 喫煙禁止区域でたばこを吸った場合 ⇒ 2万円以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 命令に従わなかった者 ⇒ 30万円以下の罰金 ◆ ① 虚偽の報告・資料提出をした者又は質問に対して虚偽の陳述をした者 ⇒ 30万円以下の罰金 ② 報告・資料提出をしない者又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者 ⇒ 10万円以下の罰金 ◆ 受動喫煙防止区域内において喫煙した者 ⇒ 2万円以下の過料
指導・監視体制	政令・中核市との分担	政令市、中核市分も県が直接指導・監督	政令市、中核市分も県が直接指導・監視
	指導等の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店を中心に条例対象施設を随時訪問指導 ・通報があった場合に現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報や相談を受けて現場確認し、指導や勧告を行う体制 ※随時訪問指導等はない
条例違反の状況	相談・通報件数	平成25年：85件 平成27年：72件	平成26年度：76件 平成27年度：34件 平成28年度：50件
	通報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙ルームに仕切りがない ・喫煙室から禁煙室に煙が漏れ出してくる ・未成年者が喫煙スペースを利用している 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙席からたばこ煙が流入、不完全な分煙 ・テーブルに灰皿が置かれていた ・敷地内、建物内（禁煙区域）での喫煙
	罰則の適応	現時点では適応なし	現時点では適応なし